議案第 4 号

名張市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定につい て

名張市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第1号)の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2年 2月 7日提出

名張市教育委員会 教育長 上 島 和 久

名張市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

法律の改正に伴う引用条文の条ずれにより、規定を整理する。

3. 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

名張市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

名張市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律(昭和31年法律第162号) 第47条の	に関する法律(昭和31年法律第162号) <u>第47条の</u>
<u>5</u> の規定に基づき、名張市立の小学校及び中学校	<u>6</u> の規定に基づき、名張市立の小学校及び中学校
(以下「学校」という。)に設置する学校運営協	(以下「学校」という。)に設置する学校運営協
議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な	議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な
事項を定めるものとする。	事項を定めるものとする。